

## 議案第14号

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

水道法施行令の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。